

## 文京区障害者地域自立支援協議会 第 1 回権利擁護専門部会報告

(日時：7 月 11 日 (月) 午後 6 時 30 分～ 場所：文京シビックセンター 3 階 C 会議室)

### (1) 権利擁護専門部会下命事項の確認

権利擁護に関する課題や支援の在り方についての調査・研究・検討を行う。

→成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みを検討する。

### (2) 障害者権利条約について

高山委員より条約概要説明

- 2014年に条約に批准しており、条約はその国の法律よりも優位である。条約の批准を受けて策定された法制度を形骸化させないように枠組みを理解して欲しい。
- 障害者当事者が施設生活を余儀なくされてきた社会的背景について、例えばハンセン病で療養所に隔離されていた人達に対して国家賠償の動きもある。我々支援者が加害者になってしまうこともあり、そのような歴史についても理解する必要がある。
- 障害者本人に考える時間を与えられるような支援が望ましい。本人に寄り添って、色々な思いや行動を引き出してくれるような支援があってもよいのではないか。
- 支援者や当事者ではない方々をどのように巻き込んでいくのかが行政の役割と考える。形骸化しないように職員全体で研修し考えていかなければならない。

### (3) 障害者の権利に関する事項についての意見交換

(障害者権利条約、意思決定支援、成年後見制度、障害者差別禁止法など)

- 放火や万引き等を行った触法障害者や性風俗産業に従事する障害者など、共感を得られにくい方々についての支援が必要となっている。
- 後見制度利用者の支援については、後見人が単なるお財布としての財産管理の役割だけではなく、ご本人が好きなことを大切に、寄り添って支援していくべきである。
- ご本人の意思決定支援について、デメリットとメリットを説明し、本人と共に決めていくようにしているが、正直、やり切れていない部分もあると感じている。
- 後見制度の支援をする際に、アセスメントが支援する側本位の内容になっていないか。ご本人の目標やエンパワメントを意識して支援していきたい。
- 施設に入居されていた方に癌が発見された。手術について医療ソーシャルワーカーが丁寧に説明したが、ご本人の意見は日によって変わる。本人が決めることを支援していく難しさを強く感じた。

### (3) 次回以降の権利擁護部会についての意見交換

- 「意思決定支援について」、その中には後見制度を含む部分もある。
- 「意思決定支援について」に決め、区の制度を当てはめて課題を検討してはどうか。
- 参加されている方々の意思決定支援についての理解が異なるので、具体的に我々のサービスの点検もふくめて、どのような方向性で行うのかを検討する必要がある。
- 2回目は「意思決定支援とは何か」、各関連法や制度などの背景や、厚生労働省や国全体の流れがどのようになっているか、をテーマに実施予定とする。

次回 平成28年9月28日(水) 18時30分より開催予定